

議案第38号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「3万4,560円」を「3万6,234円」に改め、同項第2号中「4万6,080円」を「4万8,312円」に改め、同項第3号中「5万7,600円」を「6万390円」に改め、同項第4号中「6万9,120円」を「7万2,468円」に改め、同項第5号中「7万6,800円」を「8万520円」に改め、同項第6号中「8万4,480円」を「8万8,572円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「9万6,000円」を「10万650円」に改め、同項第8号中「11万5,200円」を「12万780円」に改め、同項第9号中「12万2,880円」を「13万6,884円」に改め、同項第10号中「15万7,440円」を「17万3,118円」に改め、同項第11号中「18万4,320円」を「20万1,300円」に改め、同項第12号中「20万3,520円」を「22万1,430円」に改め、同項第13号中「22万2,720円」を「24万1,560円」に改め、同項第14号中「24万5,760円」を「26万5,716円」に改め、同項第15号中「26万8,800円」を「28万9,872円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万9,200円」を「2万130円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万9,200円」を「2万130円」に、「2万6,880円」を「2万8,182円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万

9,200円」を「2万130円」に、「5万3,760円」を「5万6,364円」に改める。

第19条第4項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、区長は、特に必要があると認めるときは、保険料を減額し、又は免除することができる。

付則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。